

新旧対照表

変 更 前	変 更 後
<p>4 構造改革特別区域の特性</p> <p>飯塚市は、IT分野における大学、研究機関、産業支援機関、企業等の集積を生かして、IT産業の拠点化を図る<u>飯塚トライバレー構想</u>を産学官一体となって推進する等IT産業の振興に取り組んでいる。</p> <p><省 略></p> <p>(1)～(2) <省 略></p> <p>(3)創業しやすい街</p> <p>飯塚市においては近年、大学在学中あるいは卒業後ベンチャー企業を設立する動きが活発化してきており、<u>平成18年8月現在</u>、飯塚市には、九州工業大学卒業生（アジアを中心とした外国人留学生によるものを含む）等によるベンチャー企業<u>55社</u>が設立されている。</p> <p>(4)<u>e-ZUKA TRY VALLEY</u>構想</p> <p><省 略></p> <p>平成15年4月に開業したインキュベーション施設である<u>飯塚トライバレーセンター</u>を核（ハード施設）として、情報関連企業などの新産業の創出を図る<u>飯塚トライバレー構想</u>に産学官一体となって取り組んでいる。</p>	<p>4 構造改革特別区域の特性</p> <p>飯塚市は、IT分野における大学、研究機関、産業支援機関、企業等の集積を生かして、IT産業の拠点化を図る<u>e-ZUKAトライバレー構想</u>を産学官一体となって推進する等IT産業の振興に取り組んでいる。</p> <p><省 略></p> <p>(1)～(2) <省 略></p> <p>(3)創業しやすい街</p> <p>飯塚市においては近年、大学在学中あるいは卒業後ベンチャー企業を設立する動きが活発化してきており、<u>平成22年11月現在</u>、飯塚市には、九州工業大学卒業生（アジアを中心とした外国人留学生によるものを含む）等によるベンチャー企業<u>50社</u>が設立されている。</p> <p>(4)<u>e-ZUKA</u>トライバレー構想</p> <p><省 略></p> <p>平成15年4月に開業したインキュベーション施設である<u>e-ZUKAトライバレーセンター</u>を核（ハード施設）として、情報関連企業などの新産業の創出を図る<u>e-ZUKAトライバレー構想</u>に産学官一体となって取り組んでいる。</p>

(5) <省略>

5 構造改革特別区域計画の意義

<省略>

本計画は地域の発想と主体性の発揮により情報関連産業の振興を図るため、民間のIDC機能を併せ持つ中核インキュベーション施設である飯塚トライバレーセンターの整備やJAV A関連技術を核とする人材育成、研究開発プロジェクト等の推進にあたり、外国人研究者及び外国人情報処理技術者の活用、外国企業の進出等の分野の規制の特例を活用することにより産学連携を推進し、地域の活性化を図るものである。また、規制の特例の導入によるIT産業振興モデルを示すことにより、わが国の構造改革の推進に寄与するものと考えている。

なお、本計画の推進にあたっては、アジアビジネスの拠点を目指す福岡アジアビジネス特区との連携を図っていくこととする。

6 構造改革特別区域計画の目標

<省略>

このような地域特性を生かして、本計画は、トライバレー構想等の戦略的プロジェクトを加速するために、外国人研究者及び外国人情報処理技術者の受入れ促進並びに外国企業の進出促進に係る規制の特例を導入するとともに、福岡地域の九州大学等のIT分野の能力を活用するなど「福岡アジアビジネス特区」を推進する福岡市とも緊密な連携を図るこ

(5) <省略>

5 構造改革特別区域計画の意義

<省略>

本計画は地域の発想と主体性の発揮により情報関連産業の振興を図るため、民間のIDC機能を併せ持つ中核インキュベーション施設であるe-ZUKAトライバレーセンターの整備やJAV A関連技術を核とする人材育成、研究開発プロジェクト等の推進にあたり、外国人研究者及び外国人情報処理技術者の活用、外国企業の進出等の分野の規制の特例を活用することにより産学連携を推進し、地域の活性化を図るものである。また、規制の特例の導入によるIT産業振興モデルを示すことにより、わが国の構造改革の推進に寄与するものと考えている。

なお、本計画の推進にあたっては、アジアビジネスの拠点を目指す福岡アジアビジネス特区との連携を図っていくこととする。

6 構造改革特別区域計画の目標

<省略>

このような地域特性を生かして、本計画は、e-ZUKAトライバレー構想等の戦略的プロジェクトを加速するために、外国企業の進出促進に係る規制の特例を導入するとともに、福岡地域の九州大学等のIT分野の能力を活用するなど「福岡アジアビジネス特区」を推進する福岡市とも緊密な連携を図ることにより、情報（IT）関連産業振興の先進的モ

とにより、情報（IT）関連産業振興の先進的モデル地域として、アジアにおける情報関連産業拠点の形成を目指すものである。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

飯塚アジアIT特区においては、近年アジア出身の外国人ベンチャー企業や大学発ベンチャー企業を多数輩出している。今後「外国人研究者受入れ促進事業」、「外国人情報処理技術者受入れ促進事業」、「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業」、「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」の特定事業及び関連事業を推進して、ベンチャー企業創出及び情報処理技術者の育成・集積を加速することにより、次の経済的、社会的効果が生じる。（以下、平成15年から5年間の推計）

ベンチャー企業数	約	70	社
〃 〃 従業員数	約	600	人
〃 〃 売上高	約	45	億円

（内訳：ベンチャー企業数については、年間14社の起業が5年間続くことにより

70社、同従業員数については、年間120人の新規雇用が生まれることにより、5年間で600人、同売上高については、年間9億円の新規増が5年間発生することにより45億円の増加を予定しているところ。）

デル地域として、アジアにおける情報関連産業拠点の形成を目指すものである。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

飯塚アジアIT特区においては、近年アジア出身の外国人ベンチャー企業や大学発ベンチャー企業を多数輩出している。今後、「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業」、「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」の特定事業及び関連事業を推進して、ベンチャー企業創出及び情報処理技術者の育成・集積を加速することにより、次の経済的、社会的効果が生じる。（以下、平成24年度の目標指標）

新たなベンチャー企業の集積数	3	社/年
ベンチャー企業及び誘致企業の従業員数	1500	人
ベンチャー企業の売上高	50	億円

（内訳：ベンチャー集積数については、年間3社の起業が5年間続くことにより15社を見込む）

8 特定事業の名称

- 「外国人研究者受入れ促進事業」(501, 502, 503)
- 「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業」(504)
- 「外国人情報処理技術者受入れ促進事業」(507)
- 「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」(512)

9 構造改革特別区域において実施し又その実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 飯塚トライバレー構想の推進

新産業の創出に向けて、既存の研究開発関連施設及びインキュベーション施設であるトライバレーセンター等のハード施設を活用しながら、産学官連携、ベンチャー支援、企業誘致・案件創出（仕事の創出）及び人材育成の4つの柱に基づき、各種ソフト事業を実施し、情報関連を中心とした産業のクラスター（集積）を図っていこうとするもの。（以下、具体的プロジェクト等を例示）

① 飯塚トライバレーセンターの整備

<省 略>

②<省 略>

(2)～(4) <省 略>

(5) フクオカベンチャーマーケット

<省 略>

8 特定事業の名称

<削 除>

- 「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業」(504)
- <削 除>
- 「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」(512)

9 構造改革特別区域において実施し又その実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) e-ZUKAトライバレー構想の推進

新産業の創出に向けて、既存の研究開発関連施設及びインキュベーション施設であるe-ZUKAトライバレーセンター等のハード施設を活用しながら、産学官連携、ベンチャー支援、企業誘致・案件創出（仕事の創出）及び人材育成の4つの柱に基づき、各種ソフト事業を実施し、情報関連を中心とした産業のクラスター（集積）を図っていこうとするもの。（以下、具体的プロジェクト等を例示）

① e-ZUKAトライバレーセンターの整備

<省 略>

②<省 略>

(2)～(4) <省 略>

(5) フクオカベンチャーマーケット

<省 略>

【実績・成果】

○毎月10社がプレゼン

○平成18年8月までに82回開催、延べ1,220社がプレゼン。

内訳：県内企業675社、県外企業495社、海外企業50社
(韓国31社、インド7社、香港6社、マレーシア2社、
シンガポール1社、中国1社、米国1社、イスラエル1社)

○平成18年7月までのプレゼン企業1210社のうち、

- ・商談に至った企業 763社 (63.1%)
- ・商談が成立した企業 204社 (16.9%)

(6)~(7) <省略>

【実績・成果】

○毎月10~20社がプレゼン

○平成22年9月までに131回開催、延べ1,803社がプレゼン。

内訳：県内企業1,040社、県外企業698社、海外企業65社
(韓国42社、中国11社、インド7社、マレーシア2社、
シンガポール1社、米国1社、イスラエル1社)

○平成22年9月までのプレゼン企業1,795社のうち、

- ・商談に至った企業 1,232社 (68.6%)
- ・商談が成立した企業 317社 (17.7%)

(6)~(7) <省略>

別 紙

1 特定事業の名称

外国人研究者受入れ促進事業（501、502、503）

2～5 <省 略>

<削 除>

別 紙

1 特定事業の名称

特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（504）

2 規制の特例措置の適用を受けようとする者

（1）次の機関との契約に基づいて当該特区内に所在する施設又は当該

特区内に所在する以下の事業所において「外国人研究者受入れ促進事業」又は「外国人情報処理技術者受入れ促進事業」に該当する外国人及びその配偶者又は子

- ・国立大学法人九州工業大学
- ・近畿大学産業理工学部（平成16年4月1日から改組。それまでの間、近畿大学九州工学部。以下同じ。）
- ・有限会社マルテック

（2）当該特区内における「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」に該当する、当該特区内に支店等を開設又は勤務しようとする外国人

3 <省 略>

4 特定事業の内容

（1） <省 略>

（外国人研究者受入れ促進事業）

<u>機関名</u>	<u>施設名</u>	<u>所在地</u>	<u>概要</u>	<u>外国人の活動内容</u>
国立大学	情報工学	飯塚市	知能情報工学	特定研究

別 紙

1 特定事業の名称

特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（504）

2 規制の特例措置の適用を受けようとする者

<削 除>

当該特区内における「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」に該当する、当該特区内に支店等を開設又は勤務しようとする外国人

3 <省 略>

4 特定事業の内容

（1） <省 略>

<削 除>

<p>法人 九州工業 大学</p>	<p>部</p>	<p>川 津 680-1</p>	<p>科、電子情報 工学科、シス テム創成情報 工学科、機械 情報工学科、 生命情報工学 科</p>	<p>活動 (当該外 国人の配 偶者又は 子として の活動を 含む。)</p>	<p><削 除></p>
<p>近畿大学</p>	<p>産業理工 学部 経営コミュ ニケーション 学科(平成16年3 月31日まで経営情 報学科)</p> <p>産業理工 学部 電気通信 工学科、情 報学科(平成16年3 月31日まで電気情 報工学科、 経営情報 学科)</p>	<p>飯塚市 柏の森 11-6</p>	<p>経営・技術、 産業集、国 際ビジネス関 連研究</p> <p>電気・電子、 情報通信、ソ フトウェア開 発・設計関連 研究</p>	<p>特定研究 活動 (当該外 国人の配 偶者又は 子として の活動を 含む。)</p>	

(外国人情報処理技術者受入れ促進事業)

機関（事業所）名	機関（事業所）の概要	外国人の活動内容
有限会社マルテック （代表取締役社長 林維毅） （住所 飯塚市川津 216-1-105）	ソフトウェア開 発、ネットワー ク機器開発	特定情報処理活動 （当該外国人の配 偶者又は子として の活動を含む）

(地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業)

機関名（所在地）	施設名	施設の概要	外国人の活動
国立大学法人 九州工業大学 （飯塚市川津 680-1）	九州工業大学 インキュベーション シヨン施設	・インキュベーション ルーム 8 室 (33~84 m ²) ・プロジェクト研 究室 2 室 (63 m ²)	支店等開設又 は勤務
株式会社 福岡ソフトウ ェアセンター （飯塚市幸袋 526-1）	福岡ソフトウ ェアセンター	・実践指導室 19 室 (46.53 ~ 100.03)	支店等の開設 又は勤務
有限会社 エースコーポ レーション	I.B.Court （アイビーコ ート）	・オフィス 13 室 (24.18 ~	支店等の開設 又は勤務

<削 除>

(地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業)

機関名	施設名（所在地）	施設の概要	外国人の活動
福岡県及び飯塚市が行う地方公共団体の助成による外国企業支店等開設促進事業において福岡県及び飯塚市が助成の対象として指定し又は転貸する施設を事業所として使用する機関（当該施設	九州工業大学 インキュベーション シヨン施設 （飯塚市川津 680-1）	・インキュベーション ルーム 8 室 (33~84 m ²) ・プロジェクト研 究室 2 室 (63 m ²)	左記機関にお いて行う支店 等開設準備に 係る活動であ って、「企業内 転勤」の在留 資格に係る活 動

(飯塚市幸袋 560-2)		59.52 m ²)		設の所在地と 同一)			
				福岡県及び飯塚市が行う地方公共団体の助成による外国企業支店等開設促進事業において福岡県及び飯塚市が助成の対象として指定し又は転貸する施設を事業所として使用する機関(当該施設の所在地と同一)	福岡ソフトウェアセンター(飯塚市幸袋526-1)	・実践指導室 19室 (46.53 ~ 100.03 m ²)	左記機関において行う支店等開設準備に係る活動であって、「企業内転勤」の在留資格に係る活動
				福岡県及び飯塚市が行う地方公共団体の助成による外国企業支店等開設促進事業において福岡県及び飯塚市	I.B.Court(アイビーコート)(飯塚市幸袋560-2)	・オフィス 13室 (24.18 ~ 59.52 m ²)	左記機関において行う支店等開設準備に係る活動であって、「企業内転勤」の在留資格に係る活動

<p>(2) <省略></p> <p>5 <省略></p>	<table border="1" data-bbox="1214 193 2049 579"> <tr> <td data-bbox="1214 193 1431 579"> <p>が助成の対象として指定し又は転貸する施設を事業所として使用する機関(当該施設の所在地と同一)</p> </td> <td data-bbox="1431 193 1646 579"></td> <td data-bbox="1646 193 1839 579"></td> <td data-bbox="1839 193 2049 579"></td> </tr> </table> <p>(2) <省略></p> <p>5 <省略></p>	<p>が助成の対象として指定し又は転貸する施設を事業所として使用する機関(当該施設の所在地と同一)</p>			
<p>が助成の対象として指定し又は転貸する施設を事業所として使用する機関(当該施設の所在地と同一)</p>					

別紙

1 特定事業の名称

外国人情報処理技術者受入れ促進事業（507）

2～5 <省略>

<削除>

別 紙

1 特定事業の名称

地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業（512）

2～3 <省 略>

4 特定事業の内容

(1)～(3) <省 略>

(4)事業により実現される行為

飯塚市では、飯塚トライバレー構想を掲げ、IT関連産業を中心とした新産業の創出をはじめ、アジア等との連携を視野に入れた産業クラスター化を推進しているところであり、飯塚市が助成の対象とするインキュベーション施設（下記（5）参照）において外国企業の受入れ施設として提供しており、外国企業がこれらの施設に進出の意向を示し、支店等の開設準備を行う場合に、その準備を行う外国人に対し、本邦における事業所としての拠点確保が確実であるとみなして、「企業内転勤」の在留資格に係る他の要件を満たすことを前提に、当該在留資格を付与することにより、外国企業が進出しやすい環境が整備される。

(5)～(7) <省 略>

5 当該規制の特例措置の内容

規制の特例措置に該当することを判断した根拠

別 紙

1 特定事業の名称

地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業（512）

2～3 <省 略>

4 特定事業の内容

(1)～(3) <省 略>

(4)事業により実現される行為

飯塚市では、e-ZUKAトライバレー構想を掲げ、IT関連産業を中心とした新産業の創出をはじめ、アジア等との連携を視野に入れた産業クラスター化を推進しているところであり、飯塚市が助成の対象とするインキュベーション施設（下記（5）参照）において外国企業の受入れ施設として提供しており、外国企業がこれらの施設に進出の意向を示し、支店等の開設準備を行う場合に、その準備を行う外国人に対し、本邦における事業所としての拠点確保が確実であるとみなして、「企業内転勤」の在留資格に係る他の要件を満たすことを前提に、当該在留資格を付与することにより、外国企業が進出しやすい環境が整備される。

(5)～(7) <省 略>

5 当該規制の特例措置の内容

規制の特例措置に該当することを判断した根拠

(1)外国企業(地方公共団体において、事業の実施が確実に当該事業の実施が特区内の産業発展等に資すると認める外国企業に限る。)が本邦において事業を行う拠点となる当該特区内の事業所の確保を支援するため、当該外国企業に対して当該特区内においてその事業の用に供する施設を地方公共団体が助成の対象として指定し又は地方公共団体等が転貸するための必要な措置が講じられていること。

飯塚市では、飯塚トライバレー構想を掲げ、産学官連携のもと新産業創出ビジョンを策定し“日本一創業しやすいまちづくり”を推進しているところであるが、これに応じて中国IT系ベンチャー企業である上海筑豊信息技术有限公司(本市にある九州工業大学情報工学部の中国人留学生が、帰国後、上海市にて起業)が、平成18年5月に飯塚市所有のインキュベーション施設「e-ZUKA トライバレーセンター」に進出し、市内外のパートナー企業等と連携し、具体的な事業を展開しているところである。上海筑豊信息技术有限公司は、上海市を中心とする中国IT関連企業約60社が属している“3WIN-CLUB”の役員をしており、平成18年度には当団体から12社を飯塚市に招へいし、飯塚市の投資環境の説明や地域産学官関係団体との交流を図ったところ、参加企業は飯塚市に大いに関心を示し、今後ますますの交流を深めていくこととなり、現在、各種情報交換を行っているところである。こうしたネットワークを通じて、飯塚市への誘致活動の強化を図っていくとともに、相互の産業交流を濃密なものとしていきたいと考えている。

<省 略>

(1)外国企業(地方公共団体において、事業の実施が確実に当該事業の実施が特区内の産業発展等に資すると認める外国企業に限る。)が本邦において事業を行う拠点となる当該特区内の事業所の確保を支援するため、当該外国企業に対して当該特区内においてその事業の用に供する施設を地方公共団体が助成の対象として指定し又は地方公共団体等が転貸するための必要な措置が講じられていること。

飯塚市では、e-ZUKA トライバレー構想を掲げ、産学官連携のもと新産業創出ビジョンを策定し“日本一創業しやすいまちづくり”を推進しているところであるが、これに応じて中国IT系ベンチャー企業である上海筑豊信息技术有限公司(本市にある九州工業大学情報工学部の中国人留学生が、帰国後、上海市にて起業)が、平成18年5月に飯塚市所有のインキュベーション施設「e-ZUKA トライバレーセンター」に進出し、市内外のパートナー企業等と連携し、具体的な事業を展開しているところである。上海筑豊信息技术有限公司は、上海市を中心とする中国IT関連企業約60社が属している“3WIN-CLUB”の役員をしており、平成18年度には当団体から12社を飯塚市に招へいし、飯塚市の投資環境の説明や地域産学官関係団体との交流を図ったところ、参加企業は飯塚市に大いに関心を示し、今後ますますの交流を深めていくこととなり、こうしたネットワークを通じて、飯塚市への誘致活動の強化を図っていくとともに、相互の産業交流を濃密なものとしていきたいと考えている。

<省 略>

【要件】

①賃貸借が可能である施設が存在していること(ただし、居住することを前提とした施設等、事業所として継続的に事業を行っていくことが不適切であるものは除く。)

- ・九州工業大学インキュベーション施設は、インキュベーションルーム8室(プレインキュベーションルーム含む)・プロジェクト研究室2室を備え、現在インキュベーションルーム1室が空室。
- ・福岡ソフトウェアセンターは、実践指導室19室を備え、3室が空室。
- ・I.B.Court(アイビーコート)は、13室のオフィスを備え、3室が空室。

上記各施設について、賃貸借が可能である施設として指定する。

② <省略>

③本邦に入国後、当該賃貸借契約を行った場合には、当該外国企業は、速やかに地方公共団体を通じて契約書の写しを地方入国管理局へ提出すること。また、指定された施設を使用しない場合、又は使用することができなくなった場合においては、地方公共団体において代替となる施設を斡旋する等、事業所の創設を確実に担保することが可能となるような措置を講ずること。

外国企業が当該各施設と賃貸借契約を行った場合は、飯塚市に契約書の写しを提出させ、飯塚市から入国管理局に指定された官署に提出する。

なお、当該施設を使用することができなくなった場合における措置については、509事業で指定していた飯塚市が所有する

【要件】

①賃貸借が可能である施設が存在していること(ただし、居住することを前提とした施設等、事業所として継続的に事業を行っていくことが不適切であるものは除く。)

- ・九州工業大学インキュベーション施設は、インキュベーションルーム8室(プレインキュベーションルーム含む)・プロジェクト研究室2室を備え、現在インキュベーションルーム5室が空室。
- ・福岡ソフトウェアセンターは、実践指導室19室を備え、4室が空室。
- ・I.B.Court(アイビーコート)は、13室のオフィスを備え、4室が空室。

上記各施設について、賃貸借が可能である施設として指定する。

② <省略>

③本邦に入国後、当該賃貸借契約を行った場合には、当該外国企業は、速やかに地方公共団体を通じて契約書の写しを地方入国管理局へ提出すること。また、指定された施設を使用しない場合、又は使用することができなくなった場合においては、地方公共団体において代替となる施設を斡旋する等、事業所の創設を確実に担保することが可能となるような措置を講ずること。

外国企業が当該各施設と賃貸借契約を行った場合は、飯塚市に契約書の写しを提出させ、飯塚市から入国管理局に指定された官署に提出する。

なお、当該施設を使用することができなくなった場合における措置については、509事業で指定していた飯塚市が所有する

e-ZUKA トライバレーセンター（飯塚市新産業創出支援センター：インキュベーションルーム 5室が空室）及び福岡県が所有する飯塚研究開発センター（研究開発室 15室が空室）を斡旋することとする。

④～⑤ <省 略>

(2)当該特区において、投資活動を行う外国企業が相当程度集積するものと見込まれること。

<省 略>

また、その結果として、市の人口約13万5千人に対して、理工系の学生及び研究者が約5千人を数え、理工系人材の集積が進むとともに、「e-ZUKA トライバレー構想」のもと、ベンチャー支援、人材育成、産学連携等を積極的に推進してきた結果、新たに飯塚市で起業するベンチャーが年々増加し、平成18年8月現在では、55社のベンチャー（うちIT系は47社）が起業している。そうした中、九州工業大学発ベンチャー企業創出数は40社と、全国でも上位（第9位）にある。また、飯塚市では、日本人だけではなく、海外からの留学生もベンチャーを立ち上げている。例えば、(1)の中国をはじめ、マレーシア、インドネシア、ベトナムからの留学生は、それぞれ大学院卒業後に飯塚市で起業し、また、チュニジアからの留学生は大学院生時にベンチャーを起業し、卒業後も外国人研究者として特区制度を活用し、5年間の在留資格を得て、ベンチャー企業家として事業活動を行っている。更に、スリランカの留学生が、現在、ベンチャー企業立

e-ZUKA トライバレーセンター（飯塚市新産業創出支援センター：インキュベーションルーム 10室が空室）及び福岡県が所有する飯塚研究開発センター（研究開発室 11室が空室）を斡旋することとする。

④～⑤ <省 略>

(2)当該特区において、投資活動を行う外国企業が相当程度集積するものと見込まれること。

<省 略>

また、その結果として、市の人口約13万5千人に対して、理工系の学生及び研究者が約5千人を数え、理工系人材の集積が進むとともに、e-ZUKA トライバレー構想のもと、ベンチャー支援、人材育成、産学連携等を積極的に推進してきた結果、新たに飯塚市で起業するベンチャーが年々増加し、平成22年11月現在では、50社のベンチャー（うちIT系は30社）が起業している。そうした中、九州工業大学発ベンチャー企業創出数は45社と、全国でも上位（第10位）にある。また、飯塚市では、日本人だけではなく、海外からの留学生もベンチャーを立ち上げている。例えば、(1)の中国をはじめ、マレーシア、インドネシア、ベトナムからの留学生は、それぞれ大学院卒業後に飯塚市で起業し、また、チュニジアからの留学生は大学院生時にベンチャーを起業し、卒業後も外国人研究者として特区制度を活用し、5年間の在留資格を得て、ベンチャー企業家として事業活動を行っている。更に、スリランカの留学生が卒業後ベンチャー企業を

ち上げの準備を行っており、飯塚市では多くの留学生が起業し、飯塚市を拠点にビジネスを展開している。

これら飯塚市の新産業創出に向けたハード・ソフト両面のインフラ整備は、外国企業からも注目されており、特に、米国、英国、中国の企業からは、飯塚市を日本やアジアとのビジネス拠点、あるいは進出拠点の一つとして検討に値するとの話が聞かれるなど、存在をアピールしている。具体的には、飯塚市は、米国スタンフォード大学 CSLI と提携し、毎年シリコンバレーに経済ミッションや次世代を担う高校生を派遣しているなどの実績を持っている。また、英国サリー州ギルフォード市にも経済ミッション等を派遣するなど、海外との経済交流も活発に行っており、平成18年度においても米国シリコンバレー地域と上海市への経済ミッションを計画している。そうした状況の中、米国企業や英国企業から、飯塚市は日本やアジアにおけるビジネス拠点になり得るとの話が出ており、(1) で記載したとおり、九州工業大学情報工学部の中国人留学生が、卒業後、上海市でIT系ベンチャー企業を起業し、平成18年5月、日本におけるビジネス拠点として本市に進出したところである。

これらの現状から、飯塚市に投資活動を行う外国企業が相当程度集積する可能性は、極めて高い。

(3) 当該特区において外国企業が集積することにより、当該外国企業が実施する事業が属する分野の産業の発展が相当程度見込まれること。

飯塚市は、新産業創出に向けた取り組みの一環として、地元九州工業大学情報工学部や近畿大学産業理工学部等の「知の資産」を核としたIT産業の集積（クラスター化）を推進しており、その実現に向けて「e-ZUKA トライバレー構想」のもと、ベンチャー支援や人材育成、

立ち上げており、飯塚市では多くの留学生が起業し、飯塚市を拠点にビジネスを展開している。

これら飯塚市の新産業創出に向けたハード・ソフト両面のインフラ整備は、外国企業からも注目されており、特に、米国、英国、中国の企業からは、飯塚市を日本やアジアとのビジネス拠点、あるいは進出拠点の一つとして検討に値するとの話が聞かれるなど、存在をアピールしている。具体的には、飯塚市は、米国スタンフォード大学 CSLI と提携し、毎年シリコンバレーに経済ミッションや次世代を担う高校生を派遣しているなどの実績を持っている。また、英国サリー州ギルフォード市にも経済ミッション等を派遣するなど、海外との経済交流も活発に行っており、平成22年度においてもベトナムハノイ市への経済ミッション派遣を計画している。そうした状況の中、米国企業や英国企業から、飯塚市は日本やアジアにおけるビジネス拠点になり得るとの話が出ており、(1) で記載したとおり、九州工業大学情報工学部の中国人留学生が、卒業後、上海市でIT系ベンチャー企業を起業し、平成18年5月、日本におけるビジネス拠点として本市に進出したところである。

これらの現状から、飯塚市に投資活動を行う外国企業が相当程度集積する可能性は、極めて高い。

(3) 当該特区において外国企業が集積することにより、当該外国企業が実施する事業が属する分野の産業の発展が相当程度見込まれること。

飯塚市は、新産業創出に向けた取り組みの一環として、地元九州工業大学情報工学部や近畿大学産業理工学部等の「知の資産」を核としたIT産業の集積（クラスター化）を推進しており、その実現に向けてe-ZUKA トライバレー構想のもと、ベンチャー支援や人材育

産学連携等を積極的に展開している。その成果として、飯塚市で起業するIT系ベンチャーの数が年々増加し、平成18年8月現在、その数は55社にのぼるなど、飯塚市におけるIT産業の集積が徐々に進んできている。

<省 略>

2-2 規制の特例措置を受ける主体の特定状況

②主体が特定されていない場合

これまでの調整状況	<省 略>
特定する方法	<省 略>
今後の予定	<省 略> ・ <u>平成18～19年度</u> を目標に1～2社の進出を目指してPRする。

成、産学連携等を積極的に展開している。その成果として、飯塚市で起業するIT系ベンチャーの数が年々増加し、平成22年11月現在、その数は50社にのぼるなど、飯塚市におけるIT産業の集積が徐々に進んできている。

<省 略>

2-2 規制の特例措置を受ける主体の特定状況

②主体が特定されていない場合

これまでの調整状況	<省 略>
特定する方法	<省 略>
今後の予定	<省 略> ・ <u>平成24年度</u> までに1～2社の進出を目指してPRする。